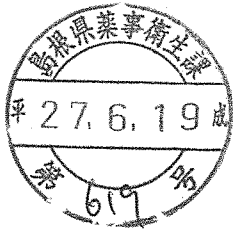


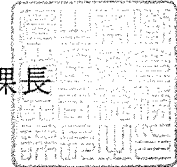
六



薬食総発0615第2号
平成27年6月15日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



要指導・一般用医薬品外箱等への副作用被害救済制度の表示に関する
自主申し合わせ及び Q&A(改定)について

標題については、平成 19 年 11 月 27 日付け厚生労働省医薬食品局総務課長通知「一般用医薬品外箱等への副作用被害救済制度の表示に関する自主申し合わせについて」(薬食総発第 1127002 号)及び平成 20 年8月5日付け厚生労働省医薬食品局総務課長通知「一般用医薬品外箱等への副作用被害救済制度の表示に関する自主申し合わせ及び質疑応答集(改定)について」(薬食総発第 0805001 号)を貴部(局)長あて通知し、貴管下関係団体への周知をお願いしたところである。

この度日本製薬団体連合会から、別添写(平成 27 年5月 28 日付け日薬連発第 372 号)のとおり、その一部について改定があった旨の報告を受けたので、貴管下関係団体に周知方お願いしたい。

(改定内容等)

1. 適用対象に要指導医薬品を追加した。
2. 記載するホームページアドレスを新アドレスに変更した。

別添3. 表示内容2)通常 of 表示例1、通常 of 表示例2及び「Q&A」A9

3. 別添4. 適用時期
4. 「Q&A」13[表示の時期について]

(添付文書)

1. 日薬連発第 372 号、2. 日薬連発第 371 号

以上